

提 案 理 由

議案第68号	養父市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>本件は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和5年4月1日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・定年を60歳から65歳（医師職は65歳から70歳）に引き上げる・管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入・定年前再任用短時間勤務制の導入・附則において、定年の段階的引き上げ及び定年以降65歳までの間の暫定再任用について規定
議案第69号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
理 由	<p>本件は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等、11件の条例を一括して改正及び廃止するもので、改正及び廃止する条例は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none">① 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例② 養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例③ 養父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例④ 養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例⑤ 養父市職員の降給に関する条例⑥ 養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例⑦ 養父市職員の育児休業等に関する条例⑧ 養父市職員の給与に関する条例⑨ 養父市職員等の旅費に関する条例⑩ 養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例⑪ 養父市職員の再任用に関する条例（廃止） <p>なお、施行日は、いずれも令和5年4月1日からである。</p>
議案第70号	養父市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理由	<p>本件は、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）が平成30年6月8日に公布され、平成31年4月1日から施行されているため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p> <p>【改正内容】 趣旨及び特別徴収金の規定部分に条ずれが生じてるものについて、改正するもの</p>												
議案第71号	<p>養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>												
理由	<p>本件は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が令和4年4月6日に公布され、同日から施行されたこと及び市町村の選挙公営は、国の選挙公営に準じて行うこととされていることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p> <p>【改正内容】 近年の物価変動や消費税の増税（令和元年10月から10%に）を踏まえ、選挙公営の上限額を次のとおり見直すもの</p> <table border="1" data-bbox="448 1048 1372 1310"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙運動用自動車の借り入れ</td> <td>15,800円→16,100円</td> </tr> <tr> <td>上記自動車の燃料代</td> <td>7,560円→7,700円</td> </tr> <tr> <td>選挙運動用ビラの作成</td> <td>7円51銭/枚→7円73銭/枚</td> </tr> <tr> <td>選挙運動用ポスターの作成</td> <td>525円6銭/枚→541円31銭/枚</td> </tr> <tr> <td>上記ポスター作成の加算額</td> <td>310,500円→316,250円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	上限額	選挙運動用自動車の借り入れ	15,800円→16,100円	上記自動車の燃料代	7,560円→7,700円	選挙運動用ビラの作成	7円51銭/枚→7円73銭/枚	選挙運動用ポスターの作成	525円6銭/枚→541円31銭/枚	上記ポスター作成の加算額	310,500円→316,250円
区 分	上限額												
選挙運動用自動車の借り入れ	15,800円→16,100円												
上記自動車の燃料代	7,560円→7,700円												
選挙運動用ビラの作成	7円51銭/枚→7円73銭/枚												
選挙運動用ポスターの作成	525円6銭/枚→541円31銭/枚												
上記ポスター作成の加算額	310,500円→316,250円												
議案第72号	<p>養父市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について</p>												
理由	<p>本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が令和4年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和5年4月1日からである。</p>												
議案第73号	<p>財産の無償譲渡について</p>												
理由	<p>本件は、鵜縄地域に配置していた消防用小型ポンプを廃止したことに伴い、関宮第7分団（鵜縄）車庫を公用に供するの必要がなくなったことから、養父市公共施設等総合管理計画に基づき、鵜縄区と協議を行った結果、合意形成が図られたため無償譲渡しよ</p>												

	うとするものである。
議案第74号	但馬広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約の制定について
理由	本件は、豊岡市健康福祉部門の本庁舎移転などの庁内レイアウト変更に伴い、現在、豊岡市役所本庁舎に設置していた但馬広域行政事務組合の事務所を豊岡健康福祉センターに移転しようとすることから、規約を改正する必要性が生じたため、関係市町と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第75号	養父市立山田風太郎記念館の指定管理者の指定について
議案第76号	養父市都市公園ようか温水プール・健康支援施設の指定管理者の指定について
議案第77号	養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」の指定管理者の指定について
議案第78号	養父市6次産業化支援センターの指定管理者の指定について
理由	上記4件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第79号	令和4年度養父市一般会計補正予算（第6号）
議案第80号	令和4年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第81号	令和4年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第82号	令和4年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）
理由	上記4件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

理由 | 上記3件は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。
【任期】 令和5年4月1日～令和8年3月31日